

土木学会東北支部 賛助会員に関する内規

第1条 適用範囲

この内規は、土木学会東北支部規程第14条に基づき、支部賛助会員に関することを定めたものである。

第2条 名称

会員の名称は「土木学会東北支部賛助会員」と称する。

第3条 賛助会費

支部賛助会員は土木学会東北支部の目的に賛同し、その活動を支援するために賛助会費を納入する。

2 賛助会費は下記のとおりとし、毎年5月末日までに納入する。

特A級	・・・	100	千円／年
A級	・・・	60	〃
B級	・・・	40	〃
C級	・・・	20	〃
D級	・・・	10	〃

第4条 行事への参加

支部賛助会員は、支部主催の講演会、講習会、研究会、見学会等の諸行事に優待される。優待の詳細については支部幹事会が決定する。

付則

- 1 この内規は、平成22年4月8日より施行する。
- 2 この内規の改正は、支部幹事会の承認による。